

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：群馬県
農業委員会名：玉村町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	649
自給的農家数	407
販売農家数	242
主業農家数	44
準主業農家数	38
副業的農家数	160

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	371
女性	162
40代以下	51

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	60
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	2
農業参入法人	
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	645	262	—	—	—	907
経営耕地面積	698	102	75	1		800
遊休農地面積	1	1	—	—	—	2
農地台帳面積	671	280	280			951

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員会数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員会数	12	12			
認定農業者	—	8			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	2			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	4	4	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積 880ha	これまでの集積面積 612ha	集積率 69.60%
課 題	畠の利用集積の推進。 宅地周辺の農地は、耕作しづらい環境であるため、集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 620ha (うち新規集積面積 8ha) 目標設定の考え方:集積率70%を目標とする。
活動計画	隨時、農地の貸し手及び借り手の掘り起こしを行い、新たな農地の需要を増加させていく。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	10 経営体	0 経営体	2 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	57. 8 ha	0 ha	1. 4ha
課 題	新規参入者が新たに取得する農地(条件の良い場所)が不足している。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2 ha
活動計画	新規参入者からの相談を隨時受け付けていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	880ha	1.3ha	0.15%
課 題	管外所有者農地が多く、金銭的にも農地への回復が困難である。また、水はけが悪い場所や、住宅に近接している場所が多く、面積も小さいため借り手が見つからない場所もあるので、農地への回復が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 1.3ha 目標設定の考え方:遊休農地全てを解消したい。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		16人	7月～8月	9月～11月
	調査方法	町内を4ブロックに分け、農業委員及び推進委員により、目視により1筆毎の利用状況を確認する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	12月	
	その他	地元在住の耕作出来ない農地所有者には、地元農業委員が相談にのり、借り主を探したり、適正管理をするよう指導している。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	880ha	0.25ha
課 題	転用違反の疑いのあるものについては隨時調査を行って、違反転用ならば是正する様に指導している。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	隨時パトロールを行う。 税務課と連携し、違反転用の早期発見に努める。
------	---------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入